

付属資料

1 計画の策定経緯

年月日	内 容
令和4年 8月	第1回富山県健康づくり県民会議 ・計画策定・評価実施部会の設置、第2次計画最終評価（案） 等
10月	富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会 ・第2次計画最終評価（案）の検討、今後の方向性 等
令和5年 1月	第2回富山県健康づくり県民会議、計画策定・評価実施部会（合同会議） ・第2次計画最終評価の審議 等
5月	「国民健康づくり運動プラン」（健康日本21（第三次））公表
6月	富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会 ・計画の骨子、目標の検討 等
11月	第1回富山県健康づくり県民会議、計画策定・評価実施部会（合同会議） ・計画の素案、指標・目標値の検討 等
令和6年 1月	パブリックコメントの実施（1月23日～2月13日） 市町村への意見照会
3月	富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会 ・計画（案） 等 第2回富山県健康づくり県民会議 ・計画（案）の審議

2 富山県健康づくり県民会議

○設置根拠

富山県附属機関条例第2条に定める県の附属機関に位置づけられています。

富山県附属機関条例別表（第2条関係）（抜粋）

1 知事の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県健康づくり 県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内

○富山県健康づくり県民会議規則

平成 26 年 3 月 26 日
富山県規則第 16 号

富山県健康づくり県民会議規則を次のように定め、公布する。
富山県健康づくり県民会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、健康づくりに関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 4 条 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 県民会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第 6 条 県民会議に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(部会)

第 7 条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 県民会議の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康課)

○委員名簿

〔五十音順・敬称略
令和6年3月現在〕

委員名	団体名	
荒谷 啓子	富山県生涯スポーツ協議会 副理事長	
稲寺 秀邦	富山大学 医学部公衆衛生学 教授	副会長
稲村 睦子	富山県看護協会 会長	
上波 薫	富山県精神保健福祉士協会 副会長	
魚津 公美	富山県歯科医師会 常務理事	
大西 ゆかり	富山県PTA連合会 副会長	
尾崎 憲子	富山県社会福祉協議会 副会長	
金山 圭子	富山県老人クラブ連合会 副会長	
北岡 勝	富山県自治会連合会 会長	
小山 千草	富山県栄養士会 理事	
須河 弘美	富山県保険者協議会 会長	
三ノ宮 一貴	(公社)日本青年会議所 富山ブロック協議会 会長	
高島 恭子	富山県小中学校教頭会 理事	
高畠 康代	富山県婦人会 委員	
武隈 義一	富山県市長会 代表	
舘川 敬子	富山県食生活改善推進連絡協議会 会長	
辻尾 立子	公募委員	
鳥海 清司	富山大学 副学長	
中西 由美子	公募委員	
西尾 公秀	富山県薬剤師会 会長	
藤井 光行	富山県労働者福祉事業協会 専務理事	
舟橋 貴之	富山県町村会 代表	
村上 美也子	富山県医師会 会長	会長

3 富山県健康づくり県民会議 計画策定・評価実施部会

○設置根拠

富山県健康づくり県民会議規則第7条に基づき、富山県健康づくり県民会議の部会として設置するものです。

○富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県健康づくり県民会議規則第7条に基づき、富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 県民健康づくりに関するプランの策定に関すること。
- (2) 県民健康づくりに関するプランの進行管理、評価に関すること。
- (3) その他健康づくりに関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、富山県健康づくり県民会議等の委員及び健康づくりに関し識見を有する者のうちから、厚生部長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会議を進行する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、厚生部長が招集する。

(報告)

第7条 部会長は、部会で協議した事項について、県民会議へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、富山県厚生部健康対策室健康課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月21日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○委員名簿

〔五十音順・敬称略
令和6年3月現在〕

委員名	役職	
麻生 光男	富山県心の健康センター 所長	
荒俣 寿生	富山県養護教諭会 会長	
石黒 康子	富山県栄養士会 会長	
稲寺 秀邦	富山大学 医学部公衆衛生学 教授	部会長
稲村 睦子	富山県看護協会 会長	
梅村 夕子	富山県市町村保健師研究連絡協議会 会長	
櫻田 惣太郎	富山県厚生センター所長・支所長会 代表	
鳥海 清司	富山大学 副学長	
中澤 昭博	全国健康保険協会 富山支部 企画総務部長	